

広島県告示第二百六十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和八年三月十九日

広島県知事 横 田 美 香

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
郷三地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を二級河川入野川沿いに結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		東広島市	
町		高屋町	
大字		中島	
字			
地番	標柱番号	一〇七九番一 七地先河川敷	標柱一号
八〇一番二二	標柱二号	一〇七九番一	標柱三号及び五号
八〇一番二	標柱六号	一〇七九番一 号及び一〇号	標柱四号、七号、八号、九号
一〇七九番一 地先河川敷	標柱一号		